

日高信用金庫半期ディスクロージャー誌
【2022 年 4 月 1 日～2022 年 9 月 30 日】

REPORT 2022

HIDAKA SHINKIN BANK
2022 Disclosure

ひだかしんきんレポート 2022



創立 100 周年記念事業フォトコンテスト最優秀作品「光までの道しるべ」撮影者：チョン ティ トウ チャン氏



これまでも これからも このまちで



まごころ ふれ愛

日高信用金庫

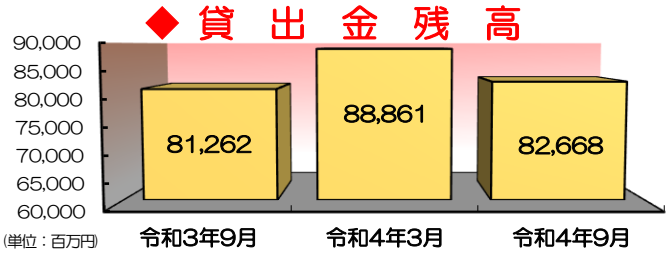
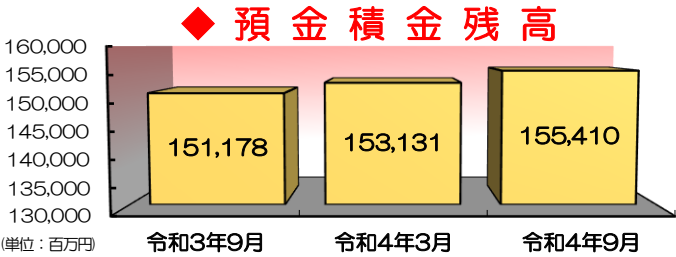
URL <http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>



日高信用金庫とお客さまとのつながり

当金庫は、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展に貢献していくことを基本とし、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に向け積極的に取り組んでおります。

詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。



■お客さまの預金について

預金積金残高 155,410 百万円（譲渡性預金を含む）

■地域のお客さまにご利用頂いた貸出金について

貸出金残高 82,668 百万円（預貸率 53.19%）

◆ 貸出金業種別内訳

(単位：百万円・%)

業 種 別 区 分	令 和 3 年 9 月 期		令 和 4 年 3 月 期		令 和 4 年 9 月 期	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
製 造 業	4,633	5.70	4,842	5.44	4,288	5.18
農 業、林 業	2,680	3.29	3,706	4.17	3,309	4.00
漁 業	100	0.12	90	0.10	74	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	504	0.62	456	0.51	429	0.51
建 設 業	4,554	5.60	6,704	7.54	4,992	6.03
電気、ガス、熱供給、水道業	702	0.86	731	0.82	721	0.87
情 報 通 信 業	71	0.08	78	0.08	82	0.09
運 輸 業、郵 便 業	560	0.68	510	0.57	642	0.77
卸 売 業、小 売 業	4,574	5.62	4,500	5.06	4,403	5.32
金 融 業、保 険 業	1,406	1.73	1,308	1.47	1,145	1.38
不 動 産 業	36,504	44.92	38,186	42.97	37,292	45.11
物 品 賃 貸 業	1,348	1.65	1,347	1.51	1,507	1.82
学術研究、専門・技術サービス業	538	0.66	547	0.61	538	0.65
宿 泊 業	440	0.54	428	0.48	257	0.31
飲 食 業	546	0.67	544	0.61	547	0.66
生活関連サービス業、娯楽業	807	0.99	882	0.99	857	1.03
教 育、学 習 支 援 業	434	0.53	659	0.74	348	0.42
医 療、福 祉	1,271	1.56	1,333	1.50	1,308	1.58
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,708	2.10	1,796	2.02	1,628	1.96
小 計	63,392	78.00	68,654	77.25	64,377	77.87
地 方 公 共 団 体	7,707	9.48	9,759	10.98	7,171	8.67
個 人	10,162	12.50	10,446	11.75	11,119	13.45
合 計	81,262	100.00	88,861	100.00	82,668	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 損益の状況

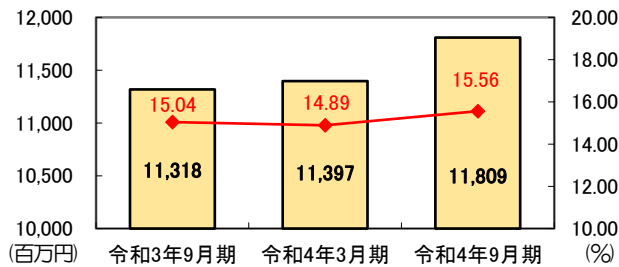
(単位：百万円)

項 目	令和3年9月期	令和4年3月期	令和4年9月期
経 常 収 益	1,109	2,181	1,392
経 常 費 用	816	1,823	798
経 常 利 益	293	357	593
業 務 純 益	304	490	524
当 期 純 利 益	265	349	436

◆ 自己資本の額および自己資本比率の状況

令和4年9月期仮決算の自己資本の額は118億円と年々増加しております。

自己資本比率は15.56%と、金融庁が示す国内で業務を行う金融機関の基準値である4%はもとより、国際基準の8%を大きく上回る水準を維持しております。



自己資本比率算出式

自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本の額}}{\text{リスク・アセット等の額}}$

金融機関の自己資本比率とは、リスクに応じて再計算された資産の合計額に対する自己資本の占める割合のことであり、金融機関の健全性を示す評価基準として重要視しております。この数値が大きいくほど健全性が高いと評価されております。

自己資本比率は、自己資本の額をリスク・アセット等の額で除して算出されますが、このリスク・アセットとは、資産（貸出金や有価証券など）に関する貸倒れの危険性の総量のこと、資産の種類ごとに一律のリスク・ウェイトを乗じて算出しております。

当金庫は、令和4年9月期仮決算においても安定した収益を計上することができており、自己資本の額（分子）は増加しております。

それにより、自己資本比率は上昇し、自己資本の額とともに着実に積み上げることができており、経営基盤は強化されております。

◆ 自己資本の充実度の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからの普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

（単位：百万円・％）

項 目	令和4年3月期	令和4年9月期
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,588	12,026
うち、出資金及び資本剰余金の額	360	362
うち、利益剰余金の額	11,245	11,664
うち、外部流出予定額（△）	17	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	221	196
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	221	196
コア資本に係る基礎項目の額（A）	11,810	12,223
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く）の額の合計額	32	28
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	32	28
前払年金費用の額	380	386
コア資本に係る調整項目の額（B）	413	414
自己資本		
自己資本の額〔（A）－（B）〕（C）	11,397	11,809
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	72,804	72,154
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△720	△720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△720	△720
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,700	3,700
リスク・アセット等の額の合計額（D）	76,504	75,855
自己資本比率		
自己資本比率〔（C）÷（D）〕	14.89	15.56

（注） 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、特別積立金の積み上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積み上げを基本的な方針としております。

【自己資本の充実度に関する事項】

(単位：百万円)

項 目	令和 4 年 3 月期		令和 4 年 9 月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	72,804	2,912	72,154	2,886
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	73,524	2,940	72,874	2,914
地方公共団体金融機構向け	330	13	330	13
我が国の政府関係機関向け	471	18	405	16
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,729	189	5,918	236
法人等向け	49,570	1,982	46,489	1,859
中小企業等向け及び個人向け	7,360	294	7,713	308
抵当権付住宅ローン	1,464	58	1,291	51
不動産取得等事業向け	6	0	6	0
3月以上延滞等	18	0	9	0
取立未済手形	3	0	5	0
信用保証協会等による保証付	782	31	736	29
出資等	4	0	165	6
出資等のエクスポージャー	4	0	165	6
上記以外	8,108	324	9,072	362
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,451	98	2,451	98
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	514	20	514	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	44	1	68	2
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	376	15	356	14
上記以外のエクスポージャー	4,720	188	5,681	227
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	654	26	712	28
ルック・スルー方式	654	26	712	28
③他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,700	148	3,700	148
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	76,504	3,060	75,855	3,034

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は基礎的手法により、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜ オペレーショナル・リスク相当額 ＞
(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

◆ 有価証券の時価情報

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 4 年 3 月 期			令 和 4 年 9 月 期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	3,400	3,432	32	2,800	2,822	22
	地 方 債	4,599	4,795	195	3,999	4,164	165
	社 債	296	299	2	242	244	1
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	8,296	8,526	230	7,042	7,231	189
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	37	37	△0	54	54	△0
	そ の 他	1,200	1,100	△99	1,200	1,042	△157
	小 計	1,237	1,138	△99	1,254	1,097	△157
合 計		9,534	9,665	130	8,297	8,328	31

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

●その他の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 4 年 3 月 期			令 和 4 年 9 月 期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	23,744	22,357	1,386	13,578	12,650	927
	国 債	—	—	—	298	298	0
	地 方 債	13,197	12,346	851	8,626	8,049	576
	社 債	10,547	10,011	535	4,653	4,302	350
	そ の 他	418	408	9	523	508	15
	小 計	24,162	22,766	1,396	14,102	13,159	942
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	14,412	14,898	△486	27,245	28,694	△1,448
	国 債	2,603	2,672	△68	7,268	7,604	△336
	地 方 債	6,294	6,519	△225	8,437	8,986	△549
	社 債	5,514	5,706	△192	11,539	12,103	△563
	そ の 他	6,182	6,629	△446	6,384	7,296	△911
	小 計	20,594	21,527	△933	33,630	35,991	△2,360
合 計		44,757	44,294	463	47,732	49,150	△1,417

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

◆ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の引当・保全状況

(単位：百万円・%)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)			保全率 (B) / (A)	引当率 (D)/(A-C)
				担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和4年3月期	376	376	115	260	100.00	100.00
	令和4年9月期	295	295	40	254	100.00	100.00
危険債権	令和4年3月期	3,890	3,702	3,070	632	95.15	77.04
	令和4年9月期	3,362	3,181	2,595	585	94.60	76.36
要管理債権	令和4年3月期	247	103	66	37	41.96	20.53
	令和4年9月期	232	88	53	34	37.96	19.47
三月以上延滞債権	令和4年3月期	10	11	10	1	114.99	—
	令和4年9月期	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年3月期	237	92	56	35	38.80	19.68
	令和4年9月期	232	88	53	34	37.96	19.47
小 計	令和4年3月期	4,514	4,182	3,252	929	92.64	73.69
	令和4年9月期	3,890	3,564	2,689	874	91.63	72.88
正常債権	令和4年3月期	84,500					
	令和4年9月期	78,993					
合 計	令和4年3月期	89,015					
	令和4年9月期	82,883					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情などの解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

【日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課】 住 所：〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
電話番号：0120-078-390

●受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

●受付媒体：電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

【全国しんきん相談所】

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号：03-3517-5825

●受付時間：信用金庫営業日の午前9時～午後5時

【北海道地区しんきん相談所】

住 所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号：011-221-3273

●受付媒体：電話、手紙、面談

札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会のホームページをご覧ください。

店舗・ATMコーナーのご案内

■店舗のご案内

店舗名	住 所	電話番号	ATM営業時間		
			平 日	土曜日	日曜・祝日
本店営業部	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2	(0146) 22-4111	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
堺町支店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83番59号	(0146) 22-5611	8:45～18:00	9:00～17:00	—
静内支店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号	(0146) 42-1531	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
三石支店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	(0146) 33-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
様似支店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2	(0146) 36-2341	8:45～18:00	9:00～17:00	—
えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(01466) 2-2311	8:45～18:00	9:00～17:00	—
広尾支店	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558) 2-3161	8:45～18:00	9:00～17:00	—
札幌支店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル4階	(011) 200-7070	—	—	—

※広尾支店は11:30～12:30の間、窓口を閉鎖しております。

■店外ATM設置場所

名 称	住 所	ATM営業時間			
		平 日	土曜日	日曜日	祝 日
浦河町役場内	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	9:00～16:00	—	—	—
浦河赤十字病院内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	9:00～18:00	—	—	—
浦河町パセオ堺町店内	浦河郡浦河町堺町東6丁目493	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1-69	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
日高徳洲会病院内	日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目 10番27号	9:00～18:00	9:00～17:00	—	—

